

答 申 情 第 1 1 2 号  
令 和 2 年 3 月 3 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 佐 伯 彰 洋  
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年5月16日付け環循廃第32号をもって諮問のありました下記のことについて、  
別紙のとおり答申します。

記

土壌洗浄・選別施設に関する文書の公文書一部公開決定事案（諮問情第190号）



(別紙)

## 1 審査会の結論

処分庁が非公開とした部分のうち、別表2に記載の箇所については公開すべきであり、その余の部分为非公開としたことは妥当である。

## 2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成31年3月25日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「再生砂を汚泥の固化処理に使用していることがわかる書類全て」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として、「(株) ■■ 土壤洗浄・選別施設の運転状況確認」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成31年4月9日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号及び第2号に該当（詳細は別表1のとおり）

- (3) 審査請求人は、平成31年4月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

## 3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 処分庁の主張

公文書一部公開決定通知書、弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

### (1) 本件公文書について

処分庁は、本件請求時に審査請求人から、「(株) ■■（以下「本件事業者」という。）が、汚泥を固化処理する際に、再生砂を使用していることを廃棄物指導課が把握していることが分かる文書」との趣旨で請求されていることを確認した。

本件公文書は、本件事業者から事業範囲変更許可申請が提出された後、当該事業者が京都市●●区に設置している産業廃棄物処分業（中間処理）許可に係る事業の用に

供する施設の現地調査を行った際に、処分庁が作成した文書であり、本件公文書のうち「混合廃棄物選別処理設備 フローシート」に本件事業者が汚泥を固化処理する際に再生砂を使用したことがメモされている。

本件公文書は、「(株) ■■ 土壌洗浄・選別施設の運転状況確認」、「施設の平面図」、「混合廃棄物選別処理設備 フローシート（非汚染系廃棄物）」及び「写真」で構成されている。

## (2) 本件審査請求について

本件審査請求において、審査請求人が、非公開としたことを不服としているのは、本件公文書のうち、産業廃棄物処理施設のレイアウト等に関する以下の部分（以下「廃棄物処理施設情報」という。）である。

- ア 土壌洗浄・選別施設及び汚泥脱水施設の排水処理・循環利用システムの図面情報  
・「施設の平面図」
- イ 施設の構造等に係る情報（土壌洗浄・選別施設及び汚泥脱水施設の構造）  
・「施設の平面図」  
・「写真」
- ウ 土壌洗浄・選別施設の処理フロー  
・「混合廃棄物選別処理設備フローシート」
- エ 写真（プラント等）  
・「写真」

以下、審査請求人が非公開を不服と主張する廃棄物処理施設情報が、条例上の非公開情報に該当する理由について述べる。

## (3) 条例第7条第2号の該当性

産業廃棄物の処理業者が、事業活動により正当な利益を得ることは、営業の自由として日本国憲法で保障された権利であり、産業廃棄物を処理し、再生品（リサイクル品）を製造する工程については、個々の業者の技術的ノウハウに基づいており、これにより事業活動の収益を得ている。

廃棄物処理施設情報は、再生品の製造のための機械の種類及び配置並びに特殊な製造工程などの詳細にわたる記載であり、本件事業者が再生品の製造のため、独自に開発した技術的ノウハウに属する情報である。当該情報が公開された場合、設備性能をはじめ、設備の運転方法、再生品の製造方法などが判明し、他の事業者が、これを模倣することにより、開発に係る時間、費用、労力等を要することなく、容易に同様の事業活動を実施することが可能となる。その結果、本件事業者は、独自の技術的ノウ

ハウを侵害されることにより、同種の事業における競争上の地位が脅かされ、顧客を奪われる等の営業上の利益を失う相当程度の蓋然性がある。

以上により、廃棄物処理施設情報は、条例第7条第2号が非公開と定める「公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの」に該当すると考える。

#### (4) 非公開の範囲の考え方

ア 産業廃棄物を処理し、再生品（リサイクル品）を製造する工程が事業者の技術的ノウハウに属するとしても、その全てが独自に開発されたものであるとは必ずしもいえない面があることを踏まえ、公文書公開請求時の公開・非公開については次のとおり判断している。

産業廃棄物を選別等により処理する工程の概要など、当該事業者の独自の技術的ノウハウには至らない一般的な技術情報であると認められるものは原則公開し、製品（リサイクル品）として売却する処理後物の品質を左右する情報は、明らかに製造、加工等の過程に係る独自の技術的ノウハウであると認められることから非公開とし、非公開範囲を最小限とするよう検討した上で、公開等の決定を行うこととしている。

項目ごとの非公開理由については、以下のとおりである。

##### (ア) 製品の品質を左右する主要機器の図面

当該プラントは、事業者がメーカーにオーダーメイドで発注したものであり、機器の細かい設定や仕様について、技術的ノウハウが含まれる。

本件公文書のうち、各種機器の図面（(2)アイ）には、再生品（リサイクル品）の品質を左右する細かい仕様が記載されているため、非公開とした。

##### (イ) 施設の写真や処理フロー

産業廃棄物を受け入れるヤード等の写真は公開し、製品（リサイクル品）の品質を左右する機器の写真（(2)イエ）や「混合廃棄物選別処理設備フローシート」（(2)ウ）は、非公開とした。

当該施設は、「土壌洗浄・選別施設」という複合的な施設である性質上、各種機器の性能だけでなく、機器自体の接続方法や配置についても、製品の品質を左右する技術的ノウハウが含まれる。当該フローシートには、細かい機器設定（ふるい等のメッシュの大きさや各種機器の能力等）や各種機器の接続状況が明記されており、写真はこのような情報を把握・類推し得るものである。

以上の情報は、製品（リサイクル品）として売却する処理後物の品質を左右する技術的ノウハウであり、競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるものであると考え、非公開とした。

イ 本市では、従前より、再生品（リサイクル品）の品質を左右する情報については、非公開範囲を慎重に判断し、最小限にとどめるよう比較衡量している。

審査請求人より、他都市の公開状況が参考資料として提出されたが、廃棄物の処理概要として本市が公開している範囲の内容であり、今回の事例の参考資料とはなれないと考える。

(5) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

## 5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 実施機関は公文書中の産業廃棄物処理施設のレイアウト等を不開示にしている。

廃棄物行政は身近な環境にかかわる行政であり、その運用は私たちの生活と密接に関ってくると言わざるを得ない。それゆえ、公共の福祉の観点からも、より透明度の高い施策を確保する為実施機関は積極的に行政文書を公開すべきである。

(2) 弁明書の不開示理由は抽象的であり具体的かつ客観的ではないので例外で有るべき不開示の理由に該当しない。

今般公開することにより具体的にどのような内容が有り非公開とするのか示す必要性が認められなければ、今後全ての情報を抽象的な理由で実施機関が非公開とするようになってしまう。実施機関はもっと具体的に非公開理由を説明すべきである。

(3) 兵庫県の事例ではあるが、産業廃棄物処理施設に関係する文書は印影や個人情報を除き全て開示されているのが確認できる。（京都府や大阪府他の都市等でも同様である。）

公開・非公開の判断が実施機関にゆだねられているとはいえ、余りにも京都市が独善的な判断（非公開部分が多い）をされるのは、行政の公平性の観点からも許されるものではない。

(4) 実施機関の「弁明書」は無理な理屈をつけて不開示理由を述べているだけであるから、実施機関が全ての情報を開示しなければ、京都市情報公開条例に違反するだけでなく著しく社会正義に反する。

## 6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件請求に対して処分庁は、審査請求人に請求趣旨を確認したうえで文書を特定しており、文書特定に関して特段争いが無い。本件公文書は次の4件の文書で構成されている。

ア (株) ■■ 土壌洗浄・選別施設の運転状況確認 (以下「確認書」という。)

処分庁が本件事業者の土壌洗浄・選別施設の運転状況を確認した内容を記載した文書で、次のイ～エが添付されている。

イ 汚泥・混合廃棄物洗浄選別システム設置図 (以下「平面図」という。)

ウ 混合廃棄物選別処理設備フローシート (以下「フローシート」という。)

エ 写真

土壌洗浄・選別施設の各部分を撮影した写真

(2) 本件処分について

ア 確認書の非公開部分について

当審査会が確認書を見分したところ、当該非公開部分は、本件事業者の従業員の氏名のみであることが認められる。審査請求人は、審査請求書において産業廃棄物処理施設に係る文書は印影や個人に関する情報を除き全て公開されるべきであるとの趣旨を述べており、この部分については特に争いはないが、一般に法人の従業員の氏名については、条例第7条第1号の「個人に関する情報であって、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの。」に該当するものである。

イ 平面図の非公開部分について

(ア) 処分庁は、平面図について「事業者がメーカーにオーダーメイドで発注したものであり、機器の細かい設定や仕様について、技術的ノウハウが含まれる。」「再生品の製造のための機械の種類及び配置並びに特殊な製造工程などの詳細にわたる記載であり、本件事業者が再生品の製造のため、独自に開発した技術的ノウハウに属する情報である。」などと主張し、条例第7条第2号に該当すると判断している。

(イ) 条例第7条第2号は、公開することにより、法人その他の団体又は事業を営む個人の競争上又は事業活動上の地位を明らかに害すると認められる情報が記録さ

れた公文書について、非公開とすることを定めたものである。本号に該当するか否かの判断を要するものには、製造、加工等の過程に係る技術上のノウハウ、営業活動上の秘密、信用力や専ら法人等の内部に関するもののほか、法人等の名誉、社会的評価などが損なわれると認められるものとされている。

- (ウ) 当審査会が平面図の非公開部分を見分したところ、そこには当該土壌洗浄・選別施設における各種機器がどのように接続、配置されているかがかなり詳細に分かるものであった。
- (エ) 処分庁によると、このような土壌洗浄・選別施設を用いて、いわゆる混合廃棄物から製品（リサイクル品）として再生砂を製造する事例は、他にはあまり見られるものではないとのことであった。
- (オ) よって、これらの情報は本件事業者の独自の技術に関する情報であり、公にすることにより他の事業者が模倣することで、本件事業者の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するものと言えるものであり、条例第7条第2号に該当するものと判断する。

#### ウ フローシートの非公開部分について

- (ア) 処分庁は、フローシートについて、細かい機器設定（ふるい等のメッシュの大きさや各種機器の能力等）や各種機器の接続状況が明記されており、当該情報は、製品（リサイクル品）として売却する処理後物の品質を左右する技術的ノウハウであるとして、条例第7条第2号に該当すると主張している。
- (イ) 当審査会が処理フローシートの非公開部分を見分したところ、そこには混合廃棄物が洗浄選別処理され製品（リサイクル品）ができるまでの流れが示されており、各工程における所要時間や処理能力、各種機器の調整・接続状況等がかなり詳細に記載されていることが確認できた。
- (ウ) よって、当該非公開部分は、本件事業者の独自の技術に関する情報であるとして条例第7条第2号に該当するものと判断する。

#### エ 写真の非公開部分について

- (ア) 処分庁は、写真について、製品（リサイクル品）の品質を左右する機器の写真や上記ウのフローシートの情報を把握、類推できる写真を非公開とし、産業廃棄物を受け入れるヤード等の写真は公開としたと主張している。
- (イ) これについて、どのような観点から公開、非公開の判断を行ったのかを改めて当審査会が事務局をして処分庁に確認させたところ、写真を非公開と判断した理由は3点あり、いずれか一つでも該当している場合に、当該写真を非公開としたとのことであった。その3点の理由とは、①技術的ノウハウを有する特殊な設備を撮影したもの（以下「理由①」という。）、②写真を組み合わせることで、土

壤洗浄・選別施設の各設備の配置が分かるもの（以下「理由②」という。）、③従業員が写り込んでいるもの（以下「理由③」という。）、というものである。

- (ウ) そこで、まず、これらの理由が非公開とすべき理由として妥当なものかどうかについて検討する。

当審査会は、上記イ、ウでも述べたとおり、本件審査請求に係る土壌洗浄・選別施設における技術的ノウハウに関する一定の情報は条例第7条第2号に該当すると判断しており、理由①は妥当なものと考ええる。

また、当該土壌洗浄・選別施設は、本件事業者がメーカーにオーダーメイドしたものであり、各設備の配置自体に関しても本件事業者の独自のノウハウであるといえることから、理由②も妥当なものと考ええる。

なお、これらの施設の写真に写っている外観は、当該施設の敷地に入らなければ見ることはできないものである。

次に、法人の従業員に関する情報は、一般に条例第7条第1号に該当するものと考えられ、理由③も妥当なものと考ええる。

- (エ) これらを踏まえ、当審査会が改めて写真を見分したところ、理由①又は理由②に該当するとして非公開とされているものについては、特に非合理的な点は認められなかった。

しかしながら、理由③のみに該当するとして非公開とされた写真においては、個人が識別できるとは言えないような程度のものもあることが認められた。

条例第7条第1号は「個人に関する情報であって、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」が記録されている文書について、非公開とすることを定めたものであるから、当審査会は、個人が識別され、又は識別され得ないと判断した別表2の「1」に記載の写真は公開すべきであると判断する。

- (オ) また、条例第8条では「公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、・・・当該部分を除いた部分につき当該公文書を公開しなければならない。」と規定されている。

よって、処分庁が理由③のみに該当するとして非公開とした写真のうち、別表2の「1」記載以外のもの（別表2の「2」に記載の写真）については、人物が写っている部分のみを区分して当該部分のみを非公開とすることが適当であり、当該部分以外の部分は公開すべきである。

- (3) なお、当審査会が非公開を妥当と判断した情報には、条例第7条第1号ただし書又は同条第2号ただし書にある「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するものはなかった。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表1 非公開部分及び非公開理由

項番	非公開部分	非公開理由
1	法人担当者氏名	公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため（条例第7条第1号及び第2号に該当）。
2	土壌洗浄・選別施設及び汚泥脱水施設の排水処理・循環利用システムの図面情報	技術的ノウハウが記載されており、公開することにより、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するおそれがあるため（条例第7条第2号に該当）。
3	施設の構造等に係る情報（土壌洗浄・選別施設及び汚泥脱水施設の構造）	技術的ノウハウが含まれており、製品として売却する処理後物の品質を左右する情報等が記載されていることから、公開することにより、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するおそれがあるため（条例第7条第2号に該当）。
4	土壌洗浄・選別施設及び汚泥脱水施設の処理フロー	技術的ノウハウが含まれており、製品として売却する処理後物の品質を左右する情報等が記載されていることから、公開することにより、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するおそれがあるため（条例第7条第2号に該当）。
5	写真（従業員等）	公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため（条例第7条第1号に該当）。
6	写真（プラント等）	技術的ノウハウに係る部分が撮影されている可能性があり、公開することにより、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するおそれがあるため（条例第7条第2号に該当）。

別表2 公開すべきと判断した箇所

1 写真の全てを公開すべきとしたもの(6(2)エ(エ))

公文書の件名	指定箇所
写真	1頁3段目 右側 8頁2段目 左側 9頁1段目 右側

2 写真中の人物のみ区分し、人物以外を公開すべきとしたもの(6(2)エ(カ))

公文書の件名	指定箇所
写真	8頁4段目 左側 10頁1段目 左側

(参 考)

1 審議の経過

令和元年 5月16日 諮問  
6月17日 諮問庁からの弁明書の提出  
6月24日 審査請求人からの反論書の提出  
10月29日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和元年度第5回会議）  
12月11日 審議（令和元年度第6回会議）  
令和2年 1月22日 審議（令和元年度第7回会議）  
3月 3日 審議（令和元年度第8回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 曾我部 真裕）